

住民税非課税世帯等に対する 臨時特別給付金（10万円/1世帯）のご案内

受給には手続きが必要です

- 住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金（1世帯あたり10万円）は、住民税均等割非課税世帯や新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変のあった世帯を支援する新たな給付金です。
- 給付金を受給するためには、手続きが必要です。

給付金の支給額

1世帯あたり10万円

給付金の支給時期

伊東市が確認書(又は申請書)を受理した日から2週間～1か月後が目安です。

支給対象と申請の有無

支給対象となる世帯（いずれかにあてはまる世帯）

世帯全員の
「住民税均等割が非課税」
の世帯

令和4年1月以降の収入が
減少し**「住民税非課税相当」**
の収入となった世帯(家計急変世帯)



お住まいの市区町村から
確認書が届きます（要返送）
※一部申請が必要な場合があります

基準日時点で住民登録のある市区町村から
確認書が送付されます。

詳しくは裏面「Ⅰ」へ

申請が必要です

申請期間：～令和4年9月30日（金）

申請時点で住民登録のある市区町村に
申請してください。

詳しくは裏面「Ⅱ」へ

支給手続きや支給要件の詳細は裏面をご確認ください。